

大阪府立大学工業高等専門学校教職員退職手当規程

制 定 平成 31. 4. 1 規程 120

第1章 総則

(趣旨)

第1条 この規程は、大阪府立大学工業高等専門学校教職員就業規則（以下「就業規則」という。）第57条の規定に基づき、教職員の退職手当に関する事項を定めるものとする。

(用語の定義)

第2条 この規程における用語の定義は、次の各号に定めるところによる。

- (1) 教職員 就業規則第2条第1項に定める教職員のうち、大阪府立大学工業高等専門学校職員の再雇用に関する規程に定める再雇用職員（以下「再雇用職員」という。）を除いたものをいう。
- (2) 教員 就業規則第2条第2項に定める教員をいう。
- (3) 法人教職員 公立大学法人大阪教職員就業規則（以下「法人就業規則」という。）第2条第1項に定める教職員のうち、公立大学法人大阪職員の再雇用に関する規程に定める再雇用職員（以下「法人再雇用職員」という。）を除いたものをいう。
- (4) 本法人 公立大学法人大阪をいう。
- (5) 旧府大法人 合併前の公立大学法人大阪府立大学をいう。
- (6) 旧市大法人 合併前の公立大学法人大阪市立大学をいう。
- (7) 他法人 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（平成18年法律第48号）及び国立大学法人法（平成15年法律第112号。以下「国大法」という。）、本法人以外の地方独立行政法人法（平成15年法律第118号。以下「地独法」という。）その他法律の規定により設立される法人をいう。（ただし、第5号及び第6号に定めるものを除く。）
- (8) 他法人等 国、地方公共団体及び他法人をいう。
- (9) 他大学等 国大法に規定する国立大学法人及び大学共同利用機関法人、地方公共団体並びに地独法に規定する公立大学法人の設置する大学及び大学共同利用機関をいう。
- (10) 他大学等の教員等 他大学等の教授、准教授（学校教育法等の一部を改正する法律（平成18年法律第80号）による改正前の学校教育法（昭和22年法律第26号）第58条に定める助教授を含む。）、講師、助教又は助手をいう。
- (11) 退職等 就業規則第25条の規定による退職及び就業規則第30条の規定により解雇されることをいう。ただし、地方公共団体から派遣された者が復帰するため退職する場合、及び国又は他法人の役職員であってその身分を有したまま出向してきた者が復職するために退職する場合を除くものとする。
- (12) 給料月額 大阪府立大学工業高等専門学校教職員給与規程（以下「給与規程」という。）第4条に掲げる給料表に定める給料の月額をいう。休職、停職、育児休業、育児短日数勤務、自己啓発等休業、懲戒減給その他の事由により給料の一部又は全部を支給されない場合については、これらの事由がないと仮定した場合にその者が受けるべきものとする。

- (13) 基本年俸 大阪府立大学工業高等専門学校管理職員給与規程（以下「管理職員給与規程」という。）第 12 条の規定による基本年俸をいう。
- (14) 業務上 大阪府立大学工業高等専門学校（以下「高専」という。）における業務、及び就業規則第 17 条の規定による在籍出向から復職した者について当該出向の間の出向先法人の役職員としての業務にかかるものをいう。
- (15) 通勤上 高専への通勤、及び就業規則第 17 条の規定による在籍出向から復職した者について当該出向の間の出向先法人への通勤にかかるものをいう。
- (16) 休職 就業規則第 20 条第 1 項及び法人就業規則第 21 条第 1 項の規定による休職をいう。
- (17) 研究休職 休職のうち就業規則第 20 条第 1 項第 3 号及び法人就業規則第 21 条第 1 項第 3 号に該当するものをいう。
- (18) 出向休職 休職のうち就業規則第 20 条第 1 項第 5 号及び法人就業規則第 21 条第 1 項第 5 号に該当するものをいう。
- (19) 専従休職 休職のうち就業規則第 20 条第 1 項第 6 号及び法人就業規則第 21 条第 1 項第 6 号に該当するものをいう。
- (20) 停職 就業規則第 52 条第 3 号及び法人就業規則第 53 条第 3 号の規定による停職をいう。
- (21) 育児休業 大阪府立大学工業高等専門学校教職員の育児・介護休業等に関する規程（以下「育児介護休業規程」という。）及び公立大学法人大阪教職員の育児・介護休業等に関する規程（以下「法人育児介護休業規程」という。）に規定する育児休業
- (22) 育児短日数勤務 育児介護休業規程及び法人育児介護休業規程に規定する育児短日数勤務
- (23) 自己啓発等休業 大阪府立大学工業高等専門学校教職員の自己啓発等休業に関する規程（以下「自己啓発等休業規程」という。）及び公立大学法人大阪教職員の自己啓発等休業に関する規程（以下「法人自己啓発等休業規程」という。）に規定する自己啓発等休業

第 2 章 退職手当の決定方法

（退職手当の額）

第 3 条 退職等となった者に対する退職手当の額は、次条から第 10 条までの規定により計算した退職手当の基本額に、第 11 条及び第 12 条の規定により計算した退職手当の調整額を加えて得た額とする。

（普通退職の場合の退職手当の基本額）

第 4 条 次条から第 7 条までの規定に該当する場合を除くほか、退職等となった者に対する退職手当の基本額は、退職手当基礎額に、その者の勤続期間に応じて別表第 1 の普通退職の区分欄に定める支給率を乗じて得た額とする。

（業務外の傷病による退職の場合の退職手当の基本額）

第 5 条 次条又は第 7 条の規定に該当する場合を除くほか、次の各号に掲げる者の退職手当の基本額は、退職手当基礎額に、その者の勤続期間に応じて別表第 1 の業務外傷病による退職の区分欄に定める支給率を乗じて得た額とする。

- (1) 業務外の傷病によりその職務に堪えないで退職等となった者
 - (2) 理事長がこれに準ずると認める事由により退職した者
- 2 前項第1号の傷病による退職の認定は、産業医の意見を聞き、本人の退職前の勤務状況その他の事情を考慮して行うものとする。

(定年退職等の場合の退職手当の基本額)

第6条 次条の規定に該当する場合を除くほか、次の各号に掲げる者に対する退職手当の基本額は、退職手当基礎額に、その者の勤続期間に応じて別表第1の定年退職等の区分欄に定める支給率を乗じて得た額とする。

- (1) 就業規則第25条第2号の規定により退職した者 「定年退職」
- (2) 就業規則第27条に定める定年（以下「定年」という。）に達する日の属する年度の末日前に退職した教職員（次号に該当する者を除く。）で、その者の退職の日の属する年度の末日における年齢（その者が同日前に死亡した場合にあっては、その者が同日において生存しているとした場合の年齢。以下「退職年度末年齢」という。）が、当該退職の日において定められているその者に係る定年から10年を減じた年齢以上である者 「早期退職」
- (3) 業務外の死亡により退職した者（ただし、次条第1項第4号に規定する通勤傷病・死亡を除く） 「業務外死亡」
- (4) 本法人の役員となるために退職した者（第1号及び第2号に該当する者を除く。） 「役員就任」

(整理解雇による退職等の場合の退職手当の基本額)

第7条 次の各号に掲げる者に対する退職手当の基本額は、退職手当基礎額に、その者の勤続期間及び各号に掲げる退職事由に応じて別表第1の整理解雇による退職等の区分欄に定める支給率を乗じて得た額とする。

- (1) 就業規則第25条第3号の規定により退職した者 「任期満了」
 - (2) 就業規則第30条第8号の規定により解雇された者 「整理解雇」
 - (3) 業務上の傷病又は死亡により退職した者 「業務上傷病・死亡」
 - (4) 通勤による傷病又は死亡により退職した者 「通勤傷病・死亡」
- 2 前項第3号の業務上の傷病又は死亡による退職及び第4号の通勤による傷病又は死亡による退職の認定については、地方公務員災害補償法（昭和43年法律第121号）の規定により教職員の業務・通勤上の災害に対する補償を実施する場合における認定の基準に準拠するものとする。

(退職手当基礎額)

第8条 第4条から前条までの退職手当基礎額は、次の各号に定める教職員の区分に応じて当該各号に定めるところによる。

- (1) 管理職員給与規程の適用を受ける者 退職時における基本年俸の額をもとに次の算式により得られる額（1円未満の端数が生じる場合はこれを切り捨てる。）
（「基本年俸の額」 - 「理事長が定める手当に相当する額」） × 「算定率」
 - (2) 給与規程の適用を受ける者 退職時における給料月額及び給料の調整額
- 2 前項第1号の「算定率」は、次の算式により得られる額（小数第6位以下の端数が生じる場合は小数第6位を四捨五入する。）とする。

12月×（1+「給与規程第17条の規定による地域手当の割合」）

3 第1項第1号の退職時における基本年俸の額は、次の各号に定めるところによる。

(1) 年度の末日に退職した者 退職日の属する年度の基本年俸の額に、翌日に在職していた場合に得られる年俸の改定の額の範囲内で理事長が定める額を加算して得られる額

(2) 年度の途中に退職した者 退職日の属する年度の基本年俸の額

(退職手当基礎額の減額に伴う退職手当の基本額にかかる特例)

第9条 退職した者の基礎在職期間中に、給料の月額及び基本年俸（以下「給料の月額等」という。）の減額改定（給与に関する規程又は規定の制定又は改廃により改定がなされた場合において、当該改定により当該改定前に受けた給料の月額等が減額されることをいう。以下同じ。）以外の理由によりその者の給料の月額等の減額がされたことがある場合において、減額日における当該理由により減額されなかつたものとした場合のその者の同日における給料の月額等をもとに前条の規定を準用して得られる額のうち最も多いもの（以下「特定減額前退職手当基礎額」という。）が、退職手当基礎額よりも多いときは、その者に対する退職手当の基本額は、前5条の規定にかかわらず、次に掲げる額の合計額とする。

(1) その者が特定減額前退職手当基礎額にかかる減額日のうち最も遅い日の前日に現に退職した理由と同一の理由により退職したものとし、かつ、その者の同日までの勤続期間及び特定減額前退職手当基礎額を基礎として、第4条から第7条までの規定により計算した場合の退職手当の基本額に相当する額

(2) 退職手当基礎額に、アに掲げる割合からイに掲げる割合を控除した割合を乗じて得た額

ア その者に対する退職手当の基本額が第4条から第7条までの規定により計算した額であるものとした場合における当該退職手当の基本額の退職手当基礎額に対する割合

イ 前号に掲げる額の特定減額前退職手当基礎額に対する割合

2 前項の基礎在職期間とは、その者に係る退職等（この規程により退職手当を支給しないこととしている退職を除く。）となった日以前の期間のうち、次の各号に掲げる在職期間に該当するものをいう。ただし、当該期間中にこの規程の規定による退職手当の支給を受けたことがある場合又は当該期間中に他法人等の役職員としての退職手当の支給を受けたことがある場合におけるこれらの退職手当に係る退職等となった日以前の期間、並びに、当該期間中に第15条第4項の規定により教職員としての引き続いた在職期間の全期間が切り捨てられた場合又は第25条若しくは第26条第1項の規定により退職手当の全部が支給されないこととなった場合における当該退職等となった日以前の期間（これらの退職の日に教職員又は他法人等の役職員となったときは当該退職の日前の期間）は、基礎在職期間に含まないものとする。

(1) 教職員及び法人教職員としての引き続いた在職期間

(2) 第18条の規定により教職員としての引き続いた在職期間とみなされた期間

(定年前早期退職者に対する退職手当の基本額に係る特例)

- 第10条 次の各号に掲げる要件のすべてを満たす教職員に対する第6条、第7条及び前条第2項の適用については、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句に読み替えるものとする。
- (1) 第6条第2号（早期退職）若しくは同条第3号（業務外死亡）、又は第7条第1項第3号（業務上傷病又は死亡）若しくは同条同項第4号（通勤上傷病又は死亡）のいずれかの条件で退職等となったこと
 - (2) 就業規則第4条第3項及び法人就業規則第4条第3項に基づき任期を付して雇用された者でないこと
 - (3) 定年に達する日の属する年度の初日前に退職した者であって、その者の退職年度末年齢が、当該退職の日において定められているその者にかかる定年から10年を減じた年齢以上であること
 - (4) 第6条第2号の条件で退職等となった者については、その退職の日が3月31日であり、かつ、理事長が定める日までに所定の退職願を提出したこと

第6条及び第7条	退職手当基礎額	退職手当基礎額及び退職手当基礎額に退職の日ににおいて定められているその者にかかる定年と退職年度末年齢との差に相当する年数1年につき100分の2を乗じて得た額との合計額
第9条第1項第1号	及び特定減額前退職手当基礎額	並びに特定減額前退職手当基礎額及び特定減額前退職手当基礎額に退職の日において定められているその者にかかる定年と退職年度末年齢との差に相当する年数1年につき100分の2を乗じて得た額との合計額
第9条第1項第2号	退職手当基礎額に、	退職手当基礎額及び退職手当基礎額に退職の日において定められているその者にかかる定年と退職年度末年齢との差に相当する年数1年につき100分の2を乗じて得た額との合計額に、
第9条第1項第2号イ	前号に掲げる額	その者が特定減額前停職手当基礎額にかかる減額日のうち最も遅い日の前日に現に退職した理由と同一の理由により退職した者とし、かつ、その者の同日までの勤続期間及び特定減額前退職手当額を基礎として、第4条から第7条までの規定により計算した場合の退職手当の基本額に相当する額

(退職手当の調整額)

第11条 退職等となった者に対する退職手当の調整額は、その者の基礎在職期間（第9条第2項に規定する基礎在職期間をいう。以下同じ。）に属する日のあるすべての月から除算月を除いた期間（以下「対象期間」という。）の初日の属する月からその者の基礎在職期間の末日の属する月までの各月ごとに当該各月にその者が属していた次の各号に掲げる教職員の区分に応じて当該各号に定める額（以下「調整月額」という。）のうちその額が最も多いものから順次その順位を付し、その第1順位から第60順位までの調整月額（当該各月の月数が60月に満たない場合には、当該各月の調整月額）を合計した額とする。

- (1) 第1号区分 65,000円
- (2) 第2号区分 59,550円
- (3) 第3号区分 54,150円
- (4) 第4号区分 43,350円

- (5) 第5号区分 32,500円
- (6) 第6号区分 27,100円
- (7) 第7号区分 21,700円
- (8) 第8号区分 0

2 前項の教職員の区分は、その者の対象期間の各月ごとに、その者の対象期間に含まれる時期の別により、別表第2アからカまでに定めるとおりとする。この場合において、そのものが同一の月において2以上の区分に該当していたときは、当該月において調整月額(第1項各号に定める額をいう。以下同じ。)が最も高い額となる区分に属していたものとする。

(自己都合退職者の退職手当の調整額)

第12条 前条の規定にかかわらず、その者の都合により退職した者(以下「自己都合退職者」という。)でその勤続期間が10年以上24年以下のものに対する退職手当の調整額は、これらの規定により計算した額の2分の1に相当する額とし、その勤続期間が9年以下のものに対しては退職手当の調整額は支給しない。

(退職手当の額の調整)

第13条 在職中勤務成績が特に不良な者又は職務上の義務に違反する行為があった者については、第3条の規定による退職手当は、次の各号に定める額に、減額して支給することができる。

- (1) 就業規則第30条第1号の規定により解雇(勤務成績不良による解雇)された者
第3条の規定により計算した額に、100分の20から100分の80までの範囲内の割合を乗じて得た額
- (2) 職務上の義務に違反する行為があったことにより勧奨を受けて退職した者(既に退職等となった者で、在職期間中の行為について、その非違の内容及び程度に照らして退職を勧奨すべきものに相当すると理事長から認定を受けたものを含む。)の退職手当の額
第4条から第10条までの規定により計算した額に、100分の10から100分の80までの範囲内の割合を乗じて得た額とし、第11条及び第12条までの規定による退職手当の調整額については、0とする。
- (3) 勤務成績が不良な者又は職務上の義務に違反する行為があった者で理事長の定めるもの(既に退職等となった者で、これに相当すると理事長が認定したものと含む。)の退職手当の額
第3条の規定により計算した額に100分の20から100分の90までの範囲内の割合を乗じて得た額
- (4) 第7条第1項各号に規定する者で次の各号に該当するものに対する退職手当の額が、退職の日におけるその者の給料、給料の調整額及び扶養手当の月額並びにこれらに対する地域手当の月額の合計額に当該各号に定める割合を乗じて得た額に満たないときは、第3条、第7条、第9条及び第11条の規定にかかわらず、その乗じて得た額をその者の退職手当の額とする。
 - (1) 勤続期間1年未満の者 100分の270
 - (2) 勤続期間1年以上2年未満の者 100分の360
 - (3) 勤続期間2年以上3年未満の者 100分の450
 - (4) 勤続期間3年以上の者 100分の540

第14条 在職中勤務成績が優秀な者等特別の考慮を払う必要があると認められる者については、この規程に定める退職手当に、理事長の定める基準により、なお増額して支給することができる。

第3章 勤続期間の計算

(勤続期間の計算)

第15条 退職手当の基本額の算定の基礎となる勤続期間の計算は、教職員及び法人教職員としての引き続いた在職期間による。

- 2 前項の規定による在職期間は、教職員となった日の属する月から退職し、又は解雇された日の属する月までの月数をもって計算する。
- 3 教職員が退職した場合（第25条又は第26条第1項の規定により退職手当の全部が支給されないこととなった場合を除く。）において、その者が退職の日又はその翌日に再び教職員となったときは、前2項の規定による在職期間の計算については、引き続き在職したものとみなす。
- 4 前3項の規定により計算した勤続期間に1年未満の端数がある場合には、6月末満の端数は切り捨て、6月以上の端数は1年に切り上げる。

(在職期間からの除算)

第16条 前条の規定による在職期間のうちに、次の各号に掲げる期間が1月以上あったときは、その月数の2分の1（第3号及び第5号に掲げるものについては3分の1）に相当する月数（1日未満の端数は切り捨てる。以下同じ。）を前条の規定により計算した在職期間から除算する。

- (1) 休職（研究休職、出向休職及び専従休職を除く。）の期間
 - (2) 停職（理事長が定める事由によるものを除く。）の期間
 - (3) 育児休業を取得している期間（当該育児休業にかかる子が1歳に達した日の属する月までの期間に限る。）
 - (4) 育児休業を取得している期間（前号に掲げるもの以外）
 - (5) 育児短日数勤務をしている期間
 - (6) 自己啓発等休業の期間
- 2 前条の規定による在職期間のうちに、専従休職の期間があったときは、その月数を前条の規定により計算した在職期間から除算する。
 - 3 第1項の規定にかかわらず、自己啓発等休業の場合において次の各号のいずれかに該当する場合については、その月数を前条の規定により計算した在職期間から除算する。
 - (1) 自己啓発等休業規程第7条又は法人自己啓発等休業規程第7条の規定の適用をうけて自己啓発等休業が終了となった場合（傷病その他やむを得ない事由により終了した場合を除く。）
 - (2) 自己啓発等休業の期間中の行為を原因として就業規則第52条及び法人就業規則第53条の懲戒処分を受けた場合
 - (3) 自己啓発等休業の期間の末日の翌日から起算した教職員及び法人教職員としての在職期間（次条の規定により教職員及び法人教職員としての引き続いた在職期間とみなされる期間を含む。）が5年に達するまでの期間中に、次の各号に定める事由以外

の事由により退職した場合

- ア 業務上の傷病による退職又は死亡
- イ 通勤上の傷病による退職又は死亡
- ウ 定年に達したこと
- エ 就業規則第4条第3項又は法人就業規則第4条第3項に基づき任期を付して雇用された者について当該任期が満了したこと

4 前項第3号の教職員及び法人教職員としての在職期間には、次に掲げる期間を含まないものとする。

- (1) 休職（出向休職を除く。）の期間
- (2) 停職の期間
- (3) 育児休業を取得している期間
- (4) 自己啓発等休業の期間

5 前4項の規定は、出向休職中の教職員に出向先において第1項各号に掲げるもの又は専従休職に相当する期間がある場合に準用する。

(在職期間の通算)

第17条 次の各号に該当する場合については、引き続いた在職期間のうち各号に定める期間を、第15条第1項に規定する教職員としての引き続いた在職期間とみなす。

- (1) 地獨法第113条の規定により旧府大法人又は旧市大法人の教職員から引き続き高専の教職員となった場合 旧府大法人又は旧市大法人の教職員としての引き続いた在職期間とみなされる期間
- (2) 高専の教職員が、就業規則第18条の転籍出向の規定により他法人等の役職員となり、高専の教職員に復職した場合 先の高専の教職員の期間、当該他法人等の役職員の期間、及びこの条の規定により先の高専の教職員としての引き続いた在職期間とみなされる期間
- (3) 地獨法第59条第2項の規定により大阪府又は大阪市の職員から引き続き高専の教職員となった場合 大阪府の職員の期間及び職員の退職手当に関する条例（昭和40年大阪府条例第4号。以下「府退職手当条例」という。）により大阪府の職員としての引き続いた在職期間とみなされる期間、並びに大阪市の職員の期間及び職員の退職手当に関する条例（昭和24年大阪市条例第3号。以下「市退職手当条例」という。）により大阪市の職員としての引き続いた在職期間とみなされる期間
- (4) 大阪府又は大阪市と本法人の間での相互了承の下に行われる人事交流等により大阪府又は大阪市の職員から引き続き高専の教職員となった場合 大阪府の職員の期間及び府退職手当条例により大阪府又の職員としての引き続いた在職期間とみなされる期間、並びに大阪市の職員の期間及び市退職手当条例により大阪市の職員としての引き続いた在職期間とみなされる期間
- (5) その他理事長が特に必要と認める場合 理事長が認める期間

2 次の各号に該当する場合については、引き続いた在職期間のうち各号に定める期間を、第15条に規定する教職員としての引き続いた在職期間とみなす。ただし、各号に掲げる他法人等のうち、通算規程（当該他法人等の退職手当に関する規程において、高専の教職員から引き続き当該他法人等の役職員となった者について、高専の在職期間を当該他

法人等の役職員としての在職期間とみなすものをいう。) を有する場合に限るものとする。

- (1) 他大学等の教員等から引き続き高専の教員となった場合 当該他大学等の教員等の期間及び当該他大学等の退職手当に関する規程により当該他大学等の教員等として引き続いた在職期間とみなされる期間
 - (2) 国家公務員及び地方公務員(以下「公務員」という。)である者から引き続き高専の教職員となった場合 当該公務員の期間及び国家公務員退職手当法(昭和28年法律第182号)又は当該地方公共団体の退職手当に関する条例により公務員として引き続いた在職期間とみなされる期間
 - (3) 他法人と本法人の間での相互了承の下に行われる人事交流により、他法人の役職員から引き続き他法人の役職員から高専の教職員となった場合 当該他法人の役職員の期間及び当該他法人等の退職手当に関する規程により当該他法人の役職員として引き続いた在職期間とみなされる期間
- 3 前2項の規定により第15条第1項に規定する教職員としての引き続いた在職期間とみなされた他法人等の役職員の期間の計算については、第15条及び第16条の規定を準用する。
- 4 第1項の規定により第15条第1項に規定する教職員としての引き続いた在職期間とみなされた他法人等の役職員の期間において、他法人等の役職員としての業務上の負傷により、業務に堪えずに退職し又は死亡した者については、第7条第1項第3号に掲げる業務上の傷病又は死亡により退職した者であるとみなす。

(既受給者の退職手当の通算の取り扱い)

第18条 前条の適用を受ける教職員が、前条の規定により第15条第1項に規定する教職員としての引き続いた在職期間とみなされた他法人等の役職員の期間の全部又は一部について、既に他法人等の役職員としての退職手当を受けているときは、前条に問わらず、当該他法人等の役職員としての退職手当の基本額の計算の基礎となった在職期間は、第15条第1項の在職期間には含まないものとする。

- 2 前項の適用を受ける者(以下「既受給者」という。)のうち、特別の事情があると理事長が認める場合は、第1号に定める率から第2号に定める率を差し引いて得た支給率を、退職手当基礎額(前項の規定の適用がないものとした場合に当該既受給者が第10条の規定の適用を受けることとなるときにおける支給率)に乗じて計算して得た額を退職手当の基本額とすることができる。
- (1) 仮定通算退職手当支給率 既受給者が、第17条の適用があった場合の退職手当の基本額の計算の基礎となる支給率
 - (2) みなし受給支給率 既受給者が、他法人等を退職した際に受けることとなった退職手当の基本額の計算の基礎となった勤続期間を高専の在職期間とみなした場合の退職手当の基本額の計算の基礎となる支給率
- 3 既受給者の基礎在職期間中に、給料の月額等の減額改定以外の理由によりその者の給料の月額等の減額がされたことがある場合において、特定減額前退職手当基礎額が退職手当基礎額よりも多いときは、その者に対する退職手当の基本額は、前項の規定にかかわらず、次に掲げる額の合計額とすることができる。

- (1) 特定減額前退職手当基礎額（第1項の規定の適用がないものとした場合に当該既受給者が第10条の規定の適用を受けることとなるときには、同条の規定により読み替えて適用される第9条第1項第1号に規定する合計額）に、アに掲げる支給率からイに掲げる支給率を控除した支給率を乗じて得た額
ア 既受給者が特定減額前退職手当基礎額に係る減額日のうち最も遅い日の前日に現に退職した理由と同一の理由により退職したものとし、かつ、その者の同日までの勤続期間を基礎として、第4条から第7条までの規定により計算した退職手当の基本額の支給を受けるものとした場合における当該退職手当の基本額の計算の基礎となる支給率
イ 前項第2号に掲げる支給率
- (2) 退職手当基礎額（第1項の規定の適用がないものとした場合に当該既受給者が第10条の規定の適用を受けることとなるときには、同条の規定により読み替えて適用される第9条第1項第2号に規定する合計額）に、前項第1号に掲げる支給率から前号アに掲げる支給率を控除した支給率を乗じて得た額

(退職手当の調整額の対象期間の計算)

第19条 第11条第1項の除算月とは、次の各号に掲げる期間（現実に職務に従事することを要する日のあった月を除く。以下「休職期間等」という。）のうち、当該期間中の退職者が属していた教職員及び法人教職員の区分が同一の月ごとにそれぞれ最初の月から順次数えてその月数の2分の1（第3号及び第5号に掲げるものについては3分の1）に相当する数（当該相当する数に端数があるときはこれを切り上げた数。）になるまでにある月をいう。

- (1) 休職（研究休職、出向休職及び専従休職を除く。）の期間
(2) 停職（理事長が定める事由によるものを除く。）の期間
(3) 育児休業を取得している期間（当該育児休業にかかる子が1歳に達した日の属する月までの期間に限る。）
(4) 育児休業を取得している期間（前号に掲げるもの以外）
(5) 育児短日数勤務をしている期間
(6) 自己啓発等休業の期間
- 2 前項の規定にかかわらず、休職の期間のうち専従休職の期間があったときは、当該期間の月数（当該月数に端数があるときはこれを切り上げた数。）を除算月とする。
- 3 第1項の規定にかかわらず、自己啓発等休業の場合において次の各号のいずれかに該当する場合については、当該自己啓発等休業の期間の月数（当該月数に端数があるときはこれを切り上げた数。）を除算月とする。
- (1) 自己啓発等休業規程第7条及び法人自己啓発等休業規程第7条の規定の適用をうけて自己啓発等休業が終了となった場合（傷病その他やむを得ない事由により終了した場合を除く。）
(2) 自己啓発等休業の期間中の行為を原因として就業規則第52条及び法人就業規則第53条の懲戒処分を受けた場合
(3) 自己啓発等休業の期間の末日の翌日から起算した教職員及び法人教職員としての在職期間（次条の規定により教職員及び法人教職員としての引き続いた在職期間とみ

なされる期間を含む。) が 5 年に達するまでの期間中に、次の各号に定める事由以外の事由により退職した場合

- ア 業務上の傷病による退職又は死亡
- イ 通勤上の傷病による退職又は死亡
- ウ 定年に達したこと
- エ 就業規則第 4 条第 3 項及び法人就業規則第 4 条第 3 項に基づき任期を付して雇用された者について当該任期が満了したこと

4 前項第 3 号の教職員及び法人教職員としての在職期間には、次に掲げる期間を含まないものとする。

- (1) 休職（出向休職を除く。）の期間
- (2) 停職の期間
- (3) 育児休業を取得している期間
- (4) 自己啓発等休業の期間

5 前 4 項の規定は、出向休職中の教職員に出向先において前項各号に相当する期間がある場合及び第 9 条第 2 項第 2 号に掲げる期間がある場合について当該期間中に他法人等において前項各号に相当する期間がある場合について準用する。

（通算期間を有する教職員の取扱い）

第 20 条 対象期間に第 9 条第 2 項第 2 号に掲げる期間（以下「通算期間」という。）が含まれる場合における第 11 条の適用については、次の各号に定める職務に従事していたものとみなす。

- (1) 第 17 条第 1 項第 1 号に該当する場合 旧府大法人又は旧市大法人の教職員として従事していた職務に相当する高専における職務
- (2) 第 17 条第 1 項第 2 号に該当する場合 就業規則第 18 条の転籍出向の規定により他法人等の役職員となる直前に高専において従事していた職務
- (3) 第 17 条第 1 項第 3 号又は第 4 号に該当する場合 大阪府又は大阪市において従事していた職務に相当する高専における職務
- (4) 第 17 条第 2 項第 1 号に該当する場合 他大学等の教員等として従事していた職務に相当する高専における職務
- (5) 前 4 号以外の場合 当該通算期間に連続する教職員及び法人教職員としての引き続いた在職期間の初日にその者が従事していた職務と同種の職務を基本に理事長が定める職務

（退職手当の支給制限）

第 21 条 次の各号に掲げる場合については、退職手当を支給しない。

- (1) 教職員が退職した場合において、その者が退職の日又はその翌日に再び教職員となった場合（ただし、就業規則第 29 条の規定により再雇用された職員を除く。）
- (2) 教職員が、就業規則第 18 条の転籍出向の規定により他法人等の役職員となるために退職した場合
- (3) 前号に定めるほか、教職員が、他法人等の役職員となった場合において、その者の教職員としての勤続期間が、他法人等における退職手当に関する規程において、当該他法人の役職員としての勤続期間に通算される定めがある場合

第4章 退職手当の支給

(退職手当の支払)

第22条 退職手当は、受給者から申出のある場合は、口座振替の方法により支払うことができる。

2 第3条の規定による退職手当は、教職員が退職した日から起算して1月以内に支払わなければならない。ただし、死亡により退職した者に対する退職手当の支給を受けるべき者を確知することができない場合その他特別の事情がある場合は、この限りでない。

(死亡による退職の場合の退職手当の支給)

第23条 死亡による退職の場合は、次に掲げる教職員の遺族（以下「遺族」という。）に対して、退職手当を支給する。

- (1) 配偶者（届出をしないが、教職員の死亡当時事実上婚姻関係と同様の事情にあった者を含む。）
 - (2) 子、父母、孫、祖父母及び兄弟姉妹で教職員の死亡当時主としてその収入によって生計を維持していたもの
 - (3) 前号に掲げる者のほか、教職員の死亡当時主としてその収入によって生計を維持していた親族
 - (4) 子、父母、孫、祖父母及び兄弟姉妹で第2号に該当しないもの
- 2 前項に掲げる者が退職手当を受ける順位は、前項各号の順位により、第2号及び第4号に掲げる者のうちにあっては、同号に掲げる順位による。この場合において、父母については、養父母を先にし、実父母を後にし、祖父母については、養父母の父母を先にし、実父母の父母を後にし、父母の養父母を先にし、父母の実父母を後にする。
- 3 退職手当の支給を受けるべき同順位の者が2人以上ある場合には、その人数によって等分して支給する。この場合、同項に規定する遺族が受けるべき退職手当の合計額を、当該遺族が委任した代表者に対して支給する。
- 4 第1項各号に掲げる遺族がいない場合には、当該教職員の葬祭を行なった者を遺族とみなして、当該教職員の遺族に支給されるべき退職手当の額に100分の50を乗じて得た額とする。ただし、その額が20万円を超えるときは、20万円とする。

(遺族からの排除)

第24条 次に掲げる者は、退職手当の支給を受けることができる遺族としない。

- (1) 教職員を故意に死亡させた者
- (2) 教職員の死亡前に、当該教職員の死亡によって退職手当の支給を受けることができる先順位又は同順位の遺族となるべき者を故意に死亡させた者

第5章 退職手当の支給制限等

(懲戒解雇等の場合の支給制限)

第25条 退職等となった者が次の各号のいずれかに該当するときは、当該退職等となった者（当該退職等となった者が死亡したときは、その相続人（包括受遺者を含む。以下本章中において同じ。）。以下本章中において同じ。）に対しては、原則として退職手当を支給しない。ただし、当該退職等となった者が占めていた職の職務及び責任、当該退職等

となった者の勤務の状況、当該退職等となった者が行った非違の内容及び程度、当該非違に至った経緯、当該非違後における当該退職等となった者の言動、当該非違が本法人の業務の遂行に及ぼす支障の程度並びに当該非違が本法人に対する信頼に及ぼす影響を勘案して、退職手当の一部を支給することができる。

- (1) 就業規則第 52 条第 5 号の規定により懲戒解雇された者
- (2) 就業規則第 30 条第 5 号の規定により解雇された者

(退職後禁錮以上の刑に処せられた場合等の退職手当の支給制限)

第 26 条 退職等となった者に対し、未だ当該退職にかかる退職手当が支払われていない場合において、次の各号のいずれかに該当するときは、当該退職等となった者に対しては、退職手当を支給しない。ただし、前条各号に規定する退職等となった場合の退職手当の額との権衡を勘案して、退職手当の一部を支給することができる。

- (1) 当該退職等となった者が、刑事事件（当該退職後に起訴をされた場合にあっては、基礎在職期間中の行為にかかる刑事事件に限る。）に関し、当該退職後に禁錮以上の刑に処せられたとき
 - (2) 当該退職等となった者について、当該退職後に当該退職手当の算定の基礎となる教職員及び法人教職員としての引き続いた在職期間中に懲戒解雇に相当する行為（在職期間中の教職員及び法人教職員の非違に当たる行為であって、その非違の内容及び程度に照らして懲戒解雇に値することが明らかなものをいう。以下同じ。）をしたと理事長が認定したとき
- 2 死亡により退職等となった者の遺族（当該遺族が死亡したときは、相続人を含む。以下本章中において同じ。）に対し、未だ退職手当等が支払われていない場合において、当該死亡により退職等となった者が前項第 2 号に該当するときは、当該遺族に対しては、原則として退職手当を支給しない。ただし、前条各号に規定する退職等となった場合の退職手当の額との権衡を勘案して、退職手当の一部を支給することができる。

(退職手当の支払の差止め)

第 27 条 退職等となった者が次の各号のいずれかに該当するときは、未だ当該退職にかかる退職手当が支払われていない場合において、当該退職にかかる退職手当の支払を差し止める。

- (1) 教職員が刑事事件に関し起訴（当該起訴に係る犯罪について禁錮以上の刑が定められているものに限り、刑事訴訟法（昭和 23 年法律第 131 号）第 6 編に規定する略式手続によるものを除く。以下同じ。）をされた場合において、その判決の確定前に退職等となったとき
 - (2) 退職等となった者に対し、当該退職にかかる退職手当が支払われるまでの間に、当該退職等となった者が基礎在職期間中の行為に係る刑事事件に関し起訴をされたとき
- 2 退職等となった者に対し、未だ当該退職にかかる退職手当が支払われていない場合において、次の各号のいずれかに該当するときは、当該退職にかかる退職手当の支払を差止めることができる。
- (1) 当該退職等となった者の基礎在職期間中の行為に係る刑事事件に関して、その者が逮捕されたとき又はその者から聴取した事項若しくは調査により判明した事実に基づきその者に犯罪があると思料するに至ったときであって、その者に対し退職手当を支

払うことが本法人に対する信頼を確保する上で支障を生ずると認めるとき

- (2) 理事長が、当該退職等となった者について、当該退職にかかる退職手当の算定の基礎となる教職員及び法人教職員としての引き続いた在職期間中に懲戒処分に相当する行為（在職期間中の教職員及び法人教職員の非違に当たる行為であって、その非違の内容及び程度に照らして懲戒処分に値することが明らかなものをいう。以下同じ。）をしたことを疑うに足りる相当な理由があると思料するに至ったとき
- 3 死亡により退職等となった者の遺族に対し、未だ当該退職手当が支払われていない場合において、死亡により退職等となった者が前項各号に該当するときは、退職手当の支払を差止めることができる。
- 4 第1項又は第2項の規定による差止めを行った場合において、次の各号のいずれかに該当するに至ったときは、速やかに退職手当を支払わなければならない。ただし、第3号に該当する場合において、退職手当の支払が差止められることとなった者が基礎在職期間中の行為にかかる刑事事件に関し現に逮捕されているときその他退職手当の支払をすることが差止めの目的に反すると認めるときは、この限りでない。
- (1) 当該退職手当の支払が差止められこととなった者について、当該差止めの理由となった起訴又は行為にかかる刑事事件につき無罪の判決が確定した場合
- (2) 当該退職手当の支払が差止められこととなった者について、当該差止めの理由となった起訴又は行為にかかる刑事事件につき、判決が確定した場合（禁錮以上の刑に処せられた場合を除く。）又は公訴を提起しない処分があった場合であって、前条第1項の規定による適用を受けることなく、当該判決が確定した日又は当該公訴を提起しない処分があった日から6月を経過した場合
- (3) 当該退職手当の支払が差止められこととなった者について、その者の基礎在職期間中の行為にかかる刑事事件に関し起訴をされることなく、かつ、前条第1項の規定の適用を受けることなく、当該退職手当の支払が差止められことの通知を受けた日から1年を経過した場合又は差止めの通知を受けることなく退職の日から1年を経過した場合
- 5 第3項の規定による差止めを行った場合は、当該退職手当の支払が差止められこととなった者が前条第2項の規定の適用を受けることなく当該退職手当の支払が差止められこととの通知を受けた日から1年を経過した場合又は差止めの通知を受けることなく退職の日から1年を経過した場合は、速やかに当該退職手当の支払をしなければならない。
- 6 前2項の規定は、当該差止め後に判明した事実又は生じた事情に基づき、退職手当の支払を差止める必要がなくなったものとして当該退職手当の支払をすることを妨げるものではない。

（退職等となった者からの退職手当の返納）

第28条 退職等となった者に対し、当該退職にかかる退職手当が支払われた後において、次の各号のいずれかに該当するときは、理事長は、当該退職等となった者に対し、第25条に規定する事情のほか、当該退職等となった者の生計の状況を勘案して、当該退職手当の全部又は一部の返還を請求することができる。

- (1) 当該退職等となった者が基礎在職期間中の行為にかかる刑事事件に関し、禁錮以上

の刑に処せられたとき

- (2) 当該退職等となった者について、当該退職手当の算定の基礎となる教職員及び法人教職員としての引き続いた在職期間中に懲戒解雇に相当する行為をしたと理事長が認定したとき
- 2 前項第2号に該当するときにおける同項の規定による返還請求は、当該退職の日から5年以内に限り、行うことができる。

(遺族からの退職手当の返納)

第29条 死亡による退職等となった者の遺族に対し、当該退職にかかる退職手当が支払われた後において、前条第1項第2号に該当するときは、理事長は、当該遺族に対し、当該退職の日から1年以内に限り、第25条に規定する事情のほか、当該遺族の生計の状況を勘案して、当該退職手当等の額の全部又は一部の返還を請求することができる。

(退職手当の受給者たる相続人からの退職手当の返納)

第30条 退職等となった者が、当該退職にかかる退職手当の支払を受ける前に死亡し、その相続人に対して、当該退職にかかる退職手当が支払われた後において、第28条第1項第2号に該当するときは、理事長は、当該相続人に対し、当該退職の日から1年以内に限り、第25条に規定する事情のほか、当該遺族の生計の状況を勘案して、当該退職手当等の額の全部又は一部の返還を請求することができる。

(退職手当受給者の相続人からの退職手当相当額の返納)

第31条 退職等となった者（死亡による退職の場合には、その遺族）に対し当該退職にかかる退職手当が支払われた後において、当該退職手当の支払を受けた者が当該退職の日から6月以内に前3条の規定による返還請求を受けることなく死亡した場合（次項から第4項までに規定する場合を除く。）においては、理事長は、当該退職手当の支払を受けた者の相続人（包括受遺者を含む。以下この条において同じ。）に対し、当該退職の日から6月以内に、当該退職等となった者が当該退職手当の算定の基礎となる教職員及び法人教職員としての引き続いた在職期間中に懲戒解雇に相当する行為をしたことを疑うに足りる相当な理由がある旨の通知をしたときは、当該通知が当該相続人に到達した日から6月以内に限り、当該相続人に対し、当該退職等となった者が当該退職手当の算定の基礎となる教職員及び法人教職員としての引き続いた在職期間中に懲戒解雇に相当する行為をしたと認められることを理由として、当該退職手当の全部又は一部の返還を請求することができる。

- 2 退職等となった者（死亡による退職の場合には、その遺族）に対し当該退職にかかる退職手当が支払われた後において、当該退職の日から6月以内に基盤在職期間中の行為にかかる刑事事件に関し起訴をされた場合（第27条第1項第1号に該当する場合を含む。次項において同じ。）において、当該刑事事件につき判決が確定することなく、かつ、第28条の規定による返還請求を受けることなく死亡したときは、理事長は、当該退職等となった者の死亡の日から6月以内に限り、当該退職等となった者の相続人に対し、当該退職等となった者が当該退職手当の算定の基礎となる教職員及び法人教職員としての引き続いた在職期間中に懲戒解雇に相当する行為をしたと認められることを理由として、当該退職手当の全部又は一部の返還を請求することができる。

- 3 退職等となった者（死亡による退職の場合には、その遺族）に対し当該退職にかかる

退職手当が支払われた後において、当該退職の日から 6 月以内に基礎在職期間中の行為にかかる刑事事件に関し起訴をされた場合において、当該刑事事件に関し禁錮以上の刑に処せられた後において第 28 条の規定による返還請求を受けることなく死亡したときは、理事長は、当該退職等となった者の死亡の日から 6 月以内に限り、当該退職等となった者の相続人に対し、当該退職等となった者が当該刑事事件に関し禁錮以上の刑に処せられたことを理由として、当該退職手当の全部又は一部の返還を請求することができる。

- 4 前各項の規定により請求する金額は、第 25 条に規定する事情のほか、当該退職手当の受給者の相続財産の額、当該退職手当の受給者の相続財産の額のうち第 1 項から前項までの規定による返還債務を相続する者又は遺贈を受ける者が相続又は遺贈により取得をした又は取得をする見込みである財産の額、当該退職手当の支払を受けた者の相続人の生計の状況及び当該退職手当にかかる租税の額を勘案して定めるものとする。

第 6 章 雜則

(退職手当の額の端数計算)

第 32 条 退職手当の額に円位未満の端数が生じたときは、これを円位に切り上げる。

(委任)

第 33 条 この規程の実施に関し必要な事項は、理事長が別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この規程は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。

(定義)

- 2 この附則において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。
 - (1) 旧府大法人 合併前の公立大学法人大阪府立大学をいう。
 - (2) 承継教職員 この規程の施行の日の前日に旧府大法人に在職し、合併前の大阪府立大学工業高等専門学校教職員就業規則を適用されていた教職員で、合併により本法人に身分を承継された者をいう。
 - (3) 高専区分教職員 この規程が適用される教職員で、高専事業場で勤務するもの（前号の教職員を除く。）をいう。
 - (4) 旧退職手当規程 （旧）大阪府立大学工業高等専門学校教職員退職手当規程をいう。

(合併に伴う特例措置)

- 3 本則の規定にかかわらず、別に規程で定める日までの期間における承継教職員及び高専区分教職員の退職手当については、本則第 32 条の規定を除き、旧退職手当規程に定める内容を適用する。

(合併前の在職期間における休職等期間の取扱い)

- 4 平成 31 年 3 月 31 日までの在職期間における休職等（本則第 16 条その他に定めるところにより調整を行うものをいう。以下同じ。）については、次に定めるところにより、左欄に掲げる休職等の期間を、右欄に掲げる休職等の期間とみなす。

旧給与規程第 29 条第 1 項及び第 6 項の休職の期間	就業規則第 21 条第 1 項第 1 号の規定による休職（業務上の負傷若しくは疾病又は通勤による負傷若しくは疾病に係るものに限る。業務傷病休職）の期間
旧給与規程第 29 条第 2 項の休職の期間	就業規則第 21 条第 1 項第 1 号の規定による休職（業務上の負傷若しくは疾病又は通勤による負傷若しくは疾病に係るもの除き、結核性疾患に係るものに限る。私傷病休職（結核性疾患））の期間
旧給与規程第 29 条第 3 項の休職の期間	就業規則第 21 条第 1 項第 1 号の規定による休職（業務上の負傷若しくは疾病又は通勤による負傷若しくは疾病又は結核性疾患に係るもの除く。私傷病休職）の期間
旧給与規程第 29 条第 4 項の休職の期間（無罪判決を受けた場合に限る。）	就業規則第 21 条第 1 項第 2 号の規定による休職（起訴休職）の期間（無罪判決を受けた場合に限る。）
旧就業規則第 15 条第 1 項第 3 号の休職の期間	就業規則第 21 条第 1 項第 3 号の規定による休職（研究休職）の期間
旧就業規則第 15 条第 1 項第 4 号による休職の期間（旧給与規程第 29 条第 6 項に該当する場合に限る。）	就業規則第 21 条第 1 項第 4 号の規定による休職（業務上の災害又は通勤による災害を原因とするものに限る。災害休職）の期間
旧就業規則第 15 条第 1 項第 4 号による休職の期間（旧給与規程第 29 条第 6 項に該当する場合を除く。）	就業規則第 21 条第 1 項第 4 号の規定による休職（業務上の災害又は通勤による災害を原因とするものを除く。災害休職）の期間
旧就業規則第 15 条第 1 項第 5 号の休職の期間	就業規則第 21 条第 1 項第 5 号の規定による休職（出向休職）の期間
旧就業規則第 15 条第 1 項第 6 号の休職の期間	就業規則第 21 条第 1 項第 6 号の規定による休職（専従休職）の期間
業務上の負傷若しくは疾病若しくは通勤（地方公務員災害補償法（昭和 42 年法律第 121 号）第 2 条第 2 項及び第 3 項に規定する通勤をいう。）による負傷若しくは疾病に係る療養の期間	業務傷病休業等の期間
旧府大法人給与規程第 29 条第 2 項の休職の期間	勤務停止における病気休暇の期間

別表第 1

勤続年数	退職等事由	普通退職	業務外傷病による退職	定年退職等	整理解雇による退職等
		自己都合による退職等 (別欄に定めるものを除く)	業務外傷病	・ 定年退職 ・ 早期退職 ・ 業務外死亡 ・ 役員就任	・ 任期満了 ・ 整理解雇 ・ 業務上傷病・死亡 ・ 通勤傷病・死亡

1	0. 5022	0. 837	0. 837	1. 2555
2	1. 0044	1. 674	1. 674	2. 511
3	1. 5066	2. 511	2. 511	3. 7665
4	2. 0088	3. 348	3. 348	5. 022
5	2. 511	4. 185	4. 185	6. 2775
6	3. 0132	5. 022	5. 022	7. 533
7	3. 5154	5. 859	5. 859	8. 7885
8	4. 0176	6. 696	6. 696	10. 044
9	4. 5198	7. 533	7. 533	11. 2995
10	5. 022	8. 37	8. 37	12. 555
11	7. 43256	9. 2907	11. 613375	13. 93605
12	8. 16912	10. 2114	12. 76425	15. 3171
13	8. 90568	11. 1321	13. 915125	16. 69815
14	9. 64224	12. 0528	15. 066	18. 0792
15	10. 3788	12. 9735	16. 216875	19. 46025
16	12. 88143	14. 3127	17. 890875	20. 8413
17	14. 08671	15. 6519	19. 564875	22. 22235
18	15. 29199	16. 9911	21. 238875	23. 6034
19	16. 49727	18. 3303	22. 912875	24. 98445
20	19. 6695	19. 6695	24. 586875	26. 3655
21	21. 3435	21. 3435	26. 260875	27. 74655
22	23. 0175	23. 0175	27. 934875	29. 1276
23	24. 6915	24. 6915	29. 608875	30. 50865
24	26. 3655	26. 3655	31. 282875	31. 8897
25	28. 0395	28. 0395	33. 27075	33. 27075
26	29. 3787	29. 3787	34. 77735	34. 77735
27	30. 7179	30. 7179	36. 28395	36. 28395
28	32. 0571	32. 0571	37. 79055	37. 79055
29	33. 3963	33. 3963	39. 29715	39. 29715
30	34. 7355	34. 7355	40. 80375	40. 80375
31	35. 7399	35. 7399	42. 31035	42. 31035
32	36. 7443	36. 7443	43. 81695	43. 81695
33	37. 7487	37. 7487	45. 32355	45. 32355
34	38. 7531	38. 7531	46. 83015	46. 83015
35	39. 7575	39. 7575	47. 709	47. 709
36	40. 7619	40. 7619	47. 709	47. 709
37	41. 7663	41. 7663	47. 709	47. 709
38	42. 7707	42. 7707	47. 709	47. 709
39	43. 7751	43. 7751	47. 709	47. 709
40	44. 7795	44. 7795	47. 709	47. 709
41	45. 7839	45. 7839	47. 709	47. 709
42	46. 7883	46. 7883	47. 709	47. 709
43	47. 709	47. 709	47. 709	47. 709
44	47. 709	47. 709	47. 709	47. 709
45	47. 709	47. 709	47. 709	47. 709

※1 勤続年数が40年を超える教職員に普通退職区分欄を適用する場合にあっては、支給率は44.7795を適用する。

※2 勤続年数が40年を超える教職員に業務外傷病による退職区分欄を適用する場合にあっては、支給率は44.7795を適用する。

別表第2

新法人設立前の基礎在職期間については、次の各号に掲げる教職員の区分に応じて当該各号に定める表を適用する。

- (1) 新法人設立日の前日において旧大阪府立大学工業高等専門学校教職員給与規程（以下「旧給与規程」という。）に定める内容が適用されていた教員 アからイまで
- (2) 新法人設立日の前日において旧給与規程に定める内容が適用されていた職員又は旧公立大学法人大阪府立大学教職員給与規程（以下「旧府大法人給与規程」という。）に定める内容が適用されていた教職員 ウからオまで

ア 平成8年4月1日から平成18年3月31日までの間の基礎在職期間における教員の区分

第1号区分	平成8年4月以後平成18年3月以前の給与条例の高等専門学校教育職給料表の適用を受けていた者でその属する職務の級が5級であったもの
第2号区分	平成8年4月以後平成18年3月以前の給与条例の高等専門学校教育職給料表の適用を受けていた者でその属する職務の級が4級であったもののうち人事委員会が定めるもの
第3号区分	平成8年4月以後平成18年3月以前の給与条例の高等専門学校教育職給料表の適用を受けていた者でその属する職務の級が4級であったもの
第5号区分	平成8年4月以後平成18年3月以前の給与条例の高等専門学校教育職給料表の適用を受けていた者でその属する職務の級が2級であったもののうち人事委員会が定めるもの又は3級であったもの
第6号区分	平成8年4月以後平成18年3月以前の給与条例の高等専門学校教育職給料表の適用を受けていた者でその属する職務の級が2級であったもののうち人事委員会が定めるもの
第7号区分	平成8年4月以後平成18年3月以前の給与条例の高等専門学校教育職給料表の適用を受けていた者でその属する職務の級が2級であったもののうち人事委員会が定めるもの
第8号区分	第1号区分から第7号区分までのいずれの職員の区分にも属しないこととなる者

イ 平成18年4月1日から平成31年3月31日までの間の基礎在職期間における教員の区分

第1号区分	平成18年4月以後の給与条例の高等専門学校教育職給料表の適用を受けていた者でその属する職務の級が5級であったもの
第2号区分	平成18年4月以後の給与条例の高等専門学校教育職給料表の適用を受けていた者でその属する職務の級が4級であったもののうち人事委員会が定めるもの
第3号区分	平成18年4月以後の給与条例の高等専門学校教育職給料表の適用を受けていた者でその属する職務の級が4級であったもの
第5号区分	平成18年4月以後の給与条例の高等専門学校教育職給料表の適用を受けていた者でその属する職務の級が2級であったもののうち人事委員会が定めるもの又は3級であったもの
第6号区分	平成18年4月以後の給与条例の高等専門学校教育職給料表の適用を受けていた者でその属する職務の級が2級であったもののうち人事委員会が定めるもの
第7号区分	平成18年4月以後の給与条例の高等専門学校教育職給料表の適用を受けていた者でその属する職務の級が2級であったもののうち人事委員会が定めるもの
第8号区分	第1号区分から第7号区分までのいづれの職員の区分にも属しないこととなる者

ウ 平成8年4月1日から平成18年3月31日までの間の基礎在職期間における教職員の区分

第1号区分	平成8年4月1日から平成17年3月31日までの間ににおいて適用されていた大阪府の給与条例（以下「平成8年4月以後平成17年3月以前の給与条例」という。）の行政職給料表の適用を受けた者及び平成17年4月1日から平成18年3月31日までの間ににおいて適用されていた公立大学法人大阪府立大学教職員給与規程（以下「平成17年4月以後平成18年3月以前の給与規程」という。）の一般職給料表の適用を受けた者でその属する職務の級が11級であったもの
第2号区分	(1) 平成8年4月以後平成17年3月以前の給与条例の行政職給料表の適用を受けた者及び平成17年4月以後平成18年3月以前の給与規程の一般職給料表の適用を受けた者でその属する職務の級が10級であったもの (2) 平成8年4月以後平成17年3月以前の給与条例の教育職（一）の適用を受けた者でその属する職務の級が5級であったもの及び平成17年4月以後平成18年3月以前の給与規程の教育職給料表の適用を受けた者でその属する職務の級が4級であったもののうち理事長が別に定めるもの
第3号区分	(1) 平成8年4月以後平成17年3月以前の給与条例の行政職給料表の適用を受けた者及び平成17年4月以後平成18年3月以前の給与規程の一般職給料表の適用を受けた者でその属する職務の級が級であったもの (2) 平成8年4月以後平成17年3月以前の給与条例の教育職（一）の適用を受けた者でその属する職務の級が5級であったもの及び平成17年4月以後平成18年3月以前の給与規程の教育職給料表の適用を受けた者でその属する職務の級が4級であったもの（第2号区分の項第2号に該当する者を除く。） (3) 平成8年4月以後平成17年3月以前の給与条例の医療職給料表（三）の適用を受けた者及び平成17年4月以後平成18年3月以前の給与規程の医療職給料表の適用を受けた者でその属する職務の級が7級であったもの
第4号区分	(1) 平成8年4月以後平成17年3月以前の給与条例の行政職給料表の適用を受けた者及び平成17年4月以後平成18年3月以前の給与規程の一般職給料表の適用を受けた者でその属する職務の級が8級であったもの (2) 平成8年4月以後平成17年3月以前の給与条例の教育職（一）の適用を受けた者でその属する職務の級が4級であったもの及び平成17年4月以後平成18年3月以前の給与規程の教育職給料表の適用を受けた者でその属する職務の級が3級であったもののうち理事長が別に定めるもの (3) 平成8年4月以後平成17年3月以前の給与条例の医療職給料表（三）の適用を受けた者及び平成17年4月以後平成18年3月以前の給与規程の医療職給料表の適用を受けた者で

	その属する職務の級が6級であったもの
第5号区分	(1) 平成8年4月以後平成17年3月以前の給与条例の行政職給料表の適用を受けていた者及び平成17年4月以後平成18年3月以前の給与規程の一般職給料表の適用を受けていた者でその属する職務の級が7級であったもの
	(2) 平成8年4月以後平成17年3月以前の給与条例の教育職（一）の適用を受けていた者でその属する職務の級が4級及び平成17年4月以後平成18年3月以前の給与規程の教育職給料表の適用を受けていた者でその属する職務の級が3級であったもの（第2号区分の項第2号に該当する者を除く。）
	(3) 平成8年4月以後平成17年3月以前の給与条例の医療職給料表（三）の適用を受けていた者及び平成17年4月以後平成18年3月以前の給与規程の医療職給料表の適用を受けていた者でその属する職務の級が5級であったもの
第6号区分	(1) 平成8年4月以後平成17年3月以前の給与条例の行政職給料表の適用を受けていた者及び平成17年4月以後平成18年3月以前の給与規程の一般職給料表の適用を受けていた者でその属する職務の級が6級であったもの
	(2) 平成8年4月以後平成17年3月以前の給与条例の教育職（一）の適用を受けていた者でその属する職務の級が3級及び平成17年4月以後平成18年3月以前の給与規程の教育職給料表の適用を受けていた者でその属する職務の級が2級であったもの
	(3) 平成8年4月以後平成17年3月以前の給与条例の医療職給料表（三）の適用を受けていた者及び平成17年4月以後平成18年3月以前の給与規程の医療職給料表の適用を受けていた者でその属する職務の級が4級であったもの
第7号区分	(1) 平成8年4月以後平成17年3月以前の給与条例の行政職給料表の適用を受けていた者及び平成17年4月以後平成18年3月以前の給与規程の一般職給料表の適用を受けていた者でその属する職務の級が4級又は5級であったもの
	(2) 平成8年4月以後平成17年3月以前の給与条例の教育職（一）の適用を受けていた者でその属する職務の級が5級及び平成17年4月以後平成18年3月以前の給与規程の教育職給料表の適用を受けていた者でその属する職務の級が1級であったもののうち理事長が別に定めるもの
	(3) 平成8年4月以後平成17年3月以前の給与条例の医療職給料表（三）の適用を受けていた者及び平成17年4月以後平成18年3月以前の給与規程の医療職給料表の適用を受けていた者でその属する職務の級が2級の給料月額を受けていたもののうち理事長が別に定める者又は3級であったもの
第8号区分	第1号区分から第7号区分までのいずれの教職員の区分にも属しないこととなる者

エ 平成18年4月1日から平成23年3月31日までの間の基礎在職期間における教職員の区分

第1号区分	平成18年4月1日から平成23年3月31日までの間において適用されていた公立大学法人大阪府立大学教職員給与規程（以下「平成18年4月以後平成23年3月以前の給与規程」という。）の一般職給料表の適用を受けていた者でその属する職務の級が9級であったもの
第2号区分	(1) 平成18年4月以後平成23年3月以前の給与規程の一般職給料表の適用を受けていた者でその属する職務の級が8級であったもの
	(2) 平成18年4月以後平成23年3月以前の給与規程の教育職給料表の適用を受けていた者でその属する職務の級が4級であったもののうち理事長が別に定めるもの
第3号区分	(1) 平成18年4月以後平成23年3月以前の給与規程の一般職給料表の適用を受けていた者でその属する職務の級が7級であったもの

	(2) 平成 18 年 4 月以後平成 23 年 3 月以前の給与規程の教育職給料表の適用を受けていた者でその属する職務の級が 4 級であったもの（第 2 号区分の項第 2 号に該当するものを除く。） (3) 平成 18 年 4 月以後平成 23 年 3 月以前の給与規程の医療職給料表の適用を受けていた者でその属する職務の級が 7 級であったもの
第 4 号区分	(1) 平成 18 年 4 月以後平成 23 年 3 月以前の給与規程の一般職給料表の適用を受けていた者でその属する職務の級が 6 級であったもの
	(2) 平成 18 年 4 月以後平成 23 年 3 月以前の給与規程の教育職給料表の適用を受けていた者でその属する職務の級が 3 級であったもののうち理事長が別に定めるもの
	(3) 平成 18 年 4 月以後平成 23 年 3 月以前の給与規程の医療職給料表の適用を受けていた者でその属する職務の級が 6 級であったもの
第 5 号区分	(1) 平成 18 年 4 月以後平成 23 年 3 月以前の給与規程の一般職給料表の適用を受けていた者でその属する職務の級が 5 級であったもの
	(2) 平成 18 年 4 月以後平成 23 年 3 月以前の給与規程の教育職給料表の適用を受けていた者でその属する職務の級が 3 級であったもの（第 4 号区分の項第 2 号に該当するものを除く。）
	(3) 平成 18 年 4 月以後平成 23 年 3 月以前の給与規程の医療職給料表の適用を受けていた者でその属する職務の級が 5 級であったもの
第 6 号区分	(1) 平成 18 年 4 月以後平成 23 年 3 月以前の給与規程の一般職給料表の適用を受けていた者でその属する職務の級が 4 級であったもの
	(2) 平成 18 年 4 月以後平成 23 年 3 月以前の給与規程の教育職給料表の適用を受けていた者でその属する職務の級が 2 級であったもの
	(3) 平成 18 年 4 月以後平成 23 年 3 月以前の給与規程の医療職給料表の適用を受けていた者でその属する職務の級が 4 級であったもの
第 7 号区分	(1) 平成 18 年 4 月以後平成 23 年 3 月以前の給与規程の一般職給料表の適用を受けていた者でその属する職務の級が 3 級であったもの
	(2) 平成 18 年 4 月以後平成 23 年 3 月以前の給与規程の教育職給料表の適用を受けていた者でその属する職務の級が 1 級であったもののうち理事長が別に定めるもの
	(3) 平成 18 年 4 月以後平成 23 年 3 月以前の給与規程の医療職給料表の適用を受けていた者でその属する職務の級が 4 級であったもの
第 8 号区分	第 1 号区分から第 7 号区分までのいずれの教職員の区分にも属しないこととなる者

オ 平成 23 年 4 月 1 日から平成 31 年 3 月 31 日までの間の基礎在職期間における教員の区分

第 1 号区分	平成 23 年 4 月 1 日以後適用されている公立大学法人大阪府立大学教職員給与規程（以下「平成 23 年 4 月以後の給与規程」という。）の一般職給料表の適用を受けていた者でその属する職務の級が 8 級であったもの又は 7 級であったもののうち理事長が別に定めるもの
第 2 号区分	(1) 平成 23 年 4 月以後の給与規程の一般職給料表の適用を受けていた者でその属する職務の級が 7 級であったもの（第 1 号区分の項に該当する者を除く。）又は 6 級であったもの
	(2) 平成 23 年 4 月以後の給与規程の教育職給料表の適用を受けていた者でその属する職務の級が 4 級であったもの（第 2 号区分の項第 2 号に該当するものを除く。）

第3号区分	(1) 平成23年4月以後の給与規程の一般職給料表の適用を受けていた者でその属する職務の級が5級であったもの
	(2) 平成23年4月以後の給与規程の教育職給料表の適用を受けていた者でその属する職務の級が4級であったもの（第2号区分の項第2号に該当するものを除く。）
第4号区分	(1) 平成23年4月以後の給与規程の一般職給料表の適用を受けていた者でその属する職務の級が4級であったもの
	(2) 平成23年4月以後の給与規程の教育職給料表の適用を受けていた者でその属する職務の級が3級であったもののうち理事長が別に定めるもの
	(3) 平成23年4月以後の給与規程の医療職給料表の適用を受けていた者でその属する職務の級が5級であったもの
第5号区分	(1) 平成23年4月以後の給与規程の教育職給料表の適用を受けていた者でその属する職務の級が3級であったもの（第4号区分の項第2号に該当する者を除く。）
	(2) 平成23年4月以後の給与規程の医療職給料表の適用を受けていた者でその属する職務の級が4級であったもの
第6号区分	(1) 平成23年4月以後の給与規程の一般職給料表の適用を受けていた者でその属する職務の級が3級であったもの
	(2) 平成23年4月以後の給与規程の教育職給料表の適用を受けていた者でその属する職務の級が2級であったもの
	(3) 平成23年4月以後の給与規程の医療職給料表の適用を受けていた者でその属する職務の級が3級であったもの
第7号区分	(1) 平成23年4月以後の給与規程の一般職給料表の適用を受けていた者でその属する職務の級が2級であったもの
	(2) 平成23年4月以後の給与規程の教育職給料表の適用を受けていた者でその属する職務の級が1級であったもののうち理事長が別に定めるもの
	(3) 平成23年4月以後の給与規程の医療職給料表の適用を受けていた者でその属する職務の級が2級であったもの
第8号区分	第1号区分から第7号区分までのいずれの教職員の区分にも属しないこととなる者

力 平成31年4月1日以降の基礎在職期間における教職員の区分

第1号区分	教育職給料表の適用を受けていた者でその属する職務の級が5級であったもの
第2号区分	(1) 管理職員給与規程別表第1に定める上級管理職であったもの
	(2) 教育職給料表の適用を受けていた者でその属する職務の級が4級であったもの (4級在級年数が13年以上の教員で、年齢55歳以上である者に限る。)
第3号区分	(1) 管理職員給与規程別表第1に定める一般管理職であったもの
	(2) 教育職給料表の適用を受けていた者でその属する職務の級が4級であったもの（第2号区分の項第2号に該当する者を除く。）
第4号区分	(1) 一般職給料表(1)の適用を受けていた者でその属する職務の級が4級であったもの
第5号区分	(1) 一般職給料表(1)の適用を受けていた者でその属する職務の級が3級であったもの

	(2) 教育職給料表の適用を受けていた者でその属する職務の級が3級であったもの
	(3) 教育職給料表の適用を受けていた者でその属する職務の級が2級であったもの (107号給以上を受ける教員で、年齢55歳以上である者に限る。)
第6号区分	教育職給料表の適用を受けていた者でその属する職務の級が2級であったもの (107号給以上を受ける者に限る。)
第7号区分	(1) 一般職給料表(1)の適用を受けていた者でその属する職務の級が2級であったもの (2) 教育職給料表の適用を受けていた者でその属する職務の級が2級であったもの (31号給以上を受ける者に限る。)
第8号区分	第1号区分から第7号区分までのいずれの教職員の区分にも属しないこととなるもの